# ＜放課後ルーム入所基準点数早見表＞

審査方法：⑴＜点数による審査＞で下記の【A】～【D】の合計点数が高い順に入所者を決定
⑵⑴で決まらない場合、＜同点時の審査＞で優先順位の高い順に入所者を決定

⑴＜点数による審査＞

| 【A】保護者等の状況等 | | | 【B】学年の点数 | | 【C】児童の状況 | | 【D】世帯の状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 父 | 母 | ＋ | No.5 | ＋ | No.6 | ＋ | No.7 |
| | | | | | | | |

※項目【A】は父母のうち、点数の低い方を基準とする
※父母のうちNo.4「その他」要件に該当する場合は項目【B~D】（No.5～７）は加算しない（点数として８点のみ）

【A：保護者等の状況等】

| No. | 要件 | | 保護者等の状況等 | | 点数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 疾病等 | 疾病又は障害 | 在宅 | | 14 |
| | | | 入院 | | 20 |
| | | 出産 | 出産予定月の前後２か月の期間の場合 | | 16 |
| | | 介護 | 居宅内で介護をすることが常態である場合 | | 9 |
| | | | 病院等居宅外で介護をすることが常態である場合 | | 11 |
| No. | 要件 | | 保護者等の状況等(日曜日を除く) | | 点数 |
| 2 | 就労（休憩時間を含む） | | 週５日以上労働 | 就労時間が４時間以上である場合 | 20 |
| | | | | 就労時間が４時間未満である場合 | 19 |
| | | | | 就労時間が３時間３０分未満である場合 | 18 |
| | | | | 就労時間が３時間未満である場合 | 17 |
| | | | | 就労時間が２時間３０分未満である場合 | 16 |
| | | | | 就労時間が２時間未満である場合 | 15 |
| | | | | 就労時間が１時間３０分未満である場合 | 14 |
| | | | 週４日労働 | 就労時間が４時間以上である場合 | 18 |
| | | | | 就労時間が４時間未満である場合 | 17 |
| | | | | 就労時間が３時間３０分未満である場合 | 16 |
| | | | | 就労時間が２時間３０分未満である場合 | 15 |
| | | | | 就労時間が２時間未満である場合 | 14 |
| | | | | 就労時間が１時間３０分未満である場合 | 13 |
| | | | 週３日労働 | 就労時間が４時間以上である場合 | 16 |
| | | | | 就労時間が４時間未満である場合 | 15 |
| | | | | 就労時間が３時間未満である場合 | 14 |
| | | | | 就労時間が２時間未満である場合 | 13 |
| No. | 要件 | | 保護者等の状況等(日曜日を除く) | | 点数 |
| 3 | 就学（高等学校、大学等への通学又は就労を目的とした技能訓練のための通学が常態となっている場合） | | 週５日以上通学 | 就学時間が３時間３０分以上である場合 | 17 |
| | | | | 就学時間が３時間３０分未満である場合 | 16 |
| | | | | 就学時間が３時間未満である場合 | 15 |
| | | | | 就学時間が２時間３０分未満である場合 | 14 |
| | | | | 就学時間が２時間未満である場合 | 13 |
| | | | | 就学時間が１時間３０分未満である場合 | 12 |
| | | | 週４日通学 | 就学時間が３時間３０分以上である場合 | 15 |
| | | | | 就学時間が３時間３０分未満である場合 | 14 |
| | | | | 就学時間が２時間３０分未満である場合 | 13 |
| | | | | 就学時間が２時間未満である場合 | 12 |
| | | | | 就学時間が１時間３０分未満である場合 | 11 |
| | | | 週３日通学 | 就学時間が３時間以上である場合 | 13 |
| | | | | 就学時間が３時間未満である場合 | 12 |
| | | | | 就学時間が２時間未満である場合 | 11 |
| No. | 要件 | 保護者等の状況等 | | | 点数 |
| 4 | その他 | 育児休業中である場合 | | | 8 |
| | | 児童の健全育成上必要があると市長が認めた場合（求職中、三季申請における午前中までの就労など） | | | 8 |

【備考１】№２就労・№３就学は日曜日を除く月曜日から土曜日までで週３日以上を確認します。
【備考２】№２就労・№３就学は１４時を超える時間から１９時までの時間で確認（１４時が終業時間は対象外）
【備考３】№２就労は、居宅内外で同一点となります。

【備考４】№.２就労は、夜間勤務（始業時間が午前５時より前のとき）は、就労証明書の終業時間に 9.5 時間を加え、午後２時を超える時間を施行規則の別表第２表で（№.２の表で）確認します。

（例）23：00～翌８：00 の勤務の場合

翌８時+9.5 時間＝17.5 時（17：30 に勤務終了とみなす）「就労時間が 3 時間 30 分」

【B：児童の学年の点数】

| No. | 内容 | 対象 | 点数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 児童の学年 | １年生 | 9 |
| | | ２年生 | 7 |
| | | ３年生 | 5 |
| | | ４年生 | 3 |
| | | ５年生 | 1 |
| | | ６年生 | 0 |

【C：児童の状況・D：世帯の状況】

| No. | 内容 | 対象 | 点数 |
|---|---|---|---|
| 6 | 児童の状況 | 心身に障害があり、支援の必要があると市長が認めた場合 | 4 |
| 7 | 世帯の状況 | 母子家庭又は父子家庭の場合 | 2 |
| | | 離婚調停中で、別居している場合（※要確認書類） | 1 |
| | | 単身赴任で、別居している場合（※就労証明書） | |

【備考５】№.６支援の必要な児童については、申請後に（「船橋市放課後ルームへの障害児の入所の手続きに関する要綱」に基づき）面談と体験入所が必要となります。

【備考６】№.７離婚調停中で別居している場合は、調停中であることが確認できる書類の提出が必要です。
また、離婚調停中ではない別居の場合は、両保護者の就労証明書が必要となり、加点はありません。

【備考７】定員について

入所決定は、低学年が優先となります。ルームの定員までは、1～6年生の高得点順に入所決定。

２割増し定員まで低学年を優先

（例）定員１００名のルームの場合

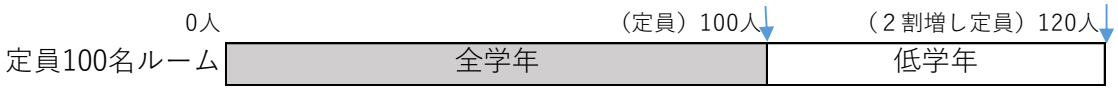


⑵ ＜同点時の審査＞

同点時の優先順位

| 優先順位 | 保護者等の状況等 |
|---|---|
| 1 | 児童の学年が１年生から３年生であり、かつ、当該学年が低い場合 |
| 2 | 児童の心身に障害があり、支援の必要があると市長が認めた場合（項目C No.6） |
| 3 | 児童の学年が４年生から６年生であり、かつ、当該学年が低い場合 |
| 4 | 児童の家庭が母子家庭又は父子家庭の場合（項目D No.7） |
| 5 | 児童の保護者が離婚調停中又は単身赴任により、配偶者と別居している場合（項目D No.7） |
| 6 | 児童の兄弟姉妹が当該児童が入所を希望する放課後ルームに既に入所している場合又は既に入所が決定している場合 |
| 7 | 項目A「保護者の状況」のうち、基準となった（点数の低い）方（但し、保護者が２人おり点数が同じ場合は両保護者）の通勤時間が片道２時間以上あると市長が認めた場合 |
| 8 | 項目A「保護者の状況」のうち、基準とならなかった方の点数が高い場合 |
| 9 | 項目A「保護者の状況」のうち、基準とならなかった方（但し、保護者が２人おり点数が同じ場合はいずれか１人の保護者）の通勤時間が片道２時間以上あると市長が認めた場合 |
| 10 | 児童の保護者の勤務地から自宅までの距離（ただし、保護者が２人いる場合は、当該距離のいずれか近い方の距離）が遠い場合 |

※同点となった場合は、この表に基づき、優先順位の高い者から入所の可否を決定する。